

〔判例研究〕

## 白山比咩神社大祭の奉賛会発会式への 市長の参加・祝辞と政教分離

名古屋高裁金沢支部平成20年4月7日判決（平成19年（行コ）第11号：  
白山比咩神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会損害賠償請求控訴事件）  
（判時2006号53頁）

飯 野 賢 一

### I 事実の概要

白山比咩（しらやまひめ）神社は、石川県白山市に所在する宗教法人である。同神社は、平成20年に同神社の鎮座2100年となることを記念して、御鎮座二千百年式年大祭（以下「本件大祭」）の開催を10月に予定していた。この本件大祭の斎行及びこれに伴う諸事業を奉賛することを目的として、白山比咩神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会（以下「本件奉賛会」）が組織されることとなった。その規約によれば、事務局は白山比咩神社内に置かれ、事業の内容として、御鎮座二千百年式年大祭斎行、観場造成及び付帯工事、白山比咩神社史発刊などを行い、事業予算は5億円とされている。また、本件奉賛会には顧問が若干名置かれ、その顧問の1人として白山市長であるAが就任した。

平成17年6月25日、本件奉賛会の発会式（以下「本件発会式」）が開催された。Aは、本件発会式に来賓として招かれ、同市の職員を伴い公用車を使用して出席し、白山市長として祝辞を述べた。本件発会式は、同神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われ、式自体は、神道の儀式や祭事の形式に基づいて行われたものではなかった。

白山市の住民であるX（原告・控訴人）は、市長の上記行為（以下「本件行為」）は、特定の宗教を助長、援助、促進する効果があり、政教分離原則に違反し違憲であり、これに伴う公金支出は違憲・違法であるとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、白山市の執行機関であるY（被告・被控訴人）に対し、Aに対して、上記支出額相当の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を白山市に対して支払うよう請求することの義務付けを求める住民訴訟を提起した。

一審は、Xの請求を棄却した（金沢地判平成19年6月25日判例時報2006号61頁）。Xは、これを不服として控訴を提起した。

## II 判 旨

### 【原判決変更、一部認容】

(i) ①「白山比咩神社は、宗教団体に当たることが明らかであり、本件大祭は、平成20年に白山比咩神社の鎮座2100年となることを記念して行われる祭事であって、同神社の宗教上の祭祀であることが明らかである。また、大祭奉賛会は、会員から志納された奉賛金等を白山比咩神社に奉納して、上記の本件大祭の齋行及びこれに伴う諸事業（本件事業）を奉賛することを目的として、白山比咩神社が中心的に関与して結成され、同神社内に事務局を置く団体であり、その目的としている本件事業は、上記祭祀（本件大祭）自体を齋行することであるとともに、これに併せて、禊場、齋館、手水舎等、上記神社の信仰、礼拝、修行、普及のための施設を新設・移設し、同神社の神社史を発刊することを内容とするもので、同神社の宗教心の醸成を軸とし、神徳の発揚を目的とする事業とされているのであって、かかる本件事業が宗教活動であることは明らかであるし、これを目的とする大祭奉賛会が宗教上の団体であることもまた明らかというべきである。」

②「そして、本件発会式で、大祭奉賛会会長が『崇敬者の総力を結集して、奉賛事業が遂行されるよう』との挨拶を述べ、宮司も『崇敬者各位の協賛によって諸事業が完遂され、本件大祭が盛大に奉仕できるように協力を賜りたい』旨の言葉を述べ、参会者一同が、事業達成のため尽力することを誓い合い、本件発会式を祝ったことが認められるのであるから、本件発会式は、上に判示した大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち、本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものであると認めるのが相当である。」

③「そうすると、白山市長であるAが来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為（本件行為）は、白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教活動（本件事業）に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり、ひいては、白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものと解するのが相当であるし、本件行為についての一般人の宗教的評価としても、本件行為はそのような趣旨の行為であると理解し、白山市が、白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常であると解される。また、前記事実関係からすれば、Aは、大祭奉賛会及び本件発会式が前

記趣旨・目的のものであることを認識、理解していたものと認められ、したがって、同人は、主観的にも、大祭奉賛会が行う本件事業を賛助する意図があったものと推認され、ひいては、本件行為が白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛するという宗教的意義・効果を持つことを十分に認識、了知して行動したものと認めるのが相当である。」

④「もっとも、本件発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたものであり、また、それ自体は、神道の儀式や祭事の形式に基づいていたものではなく、宗教的な儀式とはいえないと解されるけれども、これらの点を考慮に入れても、上記認定判断は左右されないというべきである。また、一般に、市長が、上記説示のような発会式に出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底認められないし、一般人が社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとも到底考えられない。」

⑤「以上によれば、本件行為は、本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有しており、かつ、特定の宗教団体である白山比咩神社に対する援助、助長、促進になる効果を有するものであったといわなければならない。」

(ii) ①「長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のこと〔住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ること：括弧内の引用は筆者〕を目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである（最高裁平成18年12月1日第二小法廷判決・民集60巻10号3847頁参照）。」

②「これを本件についてみると、本件行為は、上記の長のする交際としての行為に該当するところ、本件行為の意図、目的は、……宗教活動である本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有していたものと認められるから、地方公共団体がその役割を果たすために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るという目的からは逸脱するものであったことが明らかというべきである。また、市長が特定の宗教団体の宗教上の祭祀を奉賛する事業遂行のための組織の発会式に出席し、祝辞を述べ賛同・賛助を表明する行為は、宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底いえず、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているというべきである。」

③「……本件大祭は平成20年に白山比咩神社の鎮座2100年となることを記念して行われる同神社自身の個別的祭事であり、かつそれにとどまるものと認めるの

が相当であって、観光イベントとして習俗化されていると認めるべき事情は見当たらないし、白山市が本件大祭の実行に関わりのある立場にあるとも認められない。被控訴人主張のとおり、Aが白山市長として白山市住民の福祉の向上に資するため市民や各種団体と接し地域の状況等を知ることが適切に行政を執行する上で欠くことのできないものであるとしても、前記判示のとおりの本件行為が、白山市の地域の状況等を知り、住民の福祉向上に資するために有効であるとも適切であるともいいがたい。」

④「……本件発会式は、大祭奉賛会の行う宗教活動たる本件事業の遂行のために開催され、同事業を遂行する意思を確認し合い、その活動開始を宣明したものであるし、……本件大祭は、白山比咩神社の鎮座2100年となることを記念して行われる祭事であって、観光イベントとして習俗化されているとはいえないから、本件発会式は、地域の有形、無形の文化財を取り扱う事務の一環というのではなく、特定の宗教団体が挙行する宗教上の個別的な祭祀を奉賛、賛助するものというべきで、被控訴人の主張するような趣旨の行事、施策とは全く異質のものというべきである。また、市長の本件発会式出席が、市民相互間における共有意識の醸成による円滑な行政運営の推進や、観光産業による地域の活性化の推進を目的とする施策の一環として行われたものであるとしても、そのことによっては、前記判示の本件事業・本件大祭を奉賛、賛助する行為の違憲性が減殺されるものではない。」

(iii)「以上判示したところを総合すれば、白山市長であるAが来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為(本件行為)は、その目的が宗教的意義を持ち、かつ、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になる行為であると認めるべきであり、これによってもたらされる白山市と白山比咩神社とのかわり合いは我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たり、許されないものというべきである。」

### III 研 究

#### 1 はじめに

本件では、市長が白山比咩神社の式年大祭の斎行の諸事業を奉賛することを目的とする奉賛会の発会式に参加し祝辞を述べる行為が、政教分離原則に違反するかどうか争点となっている。

周知のように、政教分離に関するリーディングケースである津地鎮祭事件にお

いて、最高裁は、国家と宗教との完全な分離を理想としつつも、その実現は不可能に近いために、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果に鑑みて、そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える場合にこれを許さないとする考え方を示した。そして、憲法20条3項の「宗教的活動」については、国及びその機関の活動で宗教とかかわり合いをもつものうち、「そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである」という、いわゆる目的効果基準を採用した。この判決以降、最高裁の判例においては、政教分離原則違反かどうかはこの目的効果基準で判断されることになる。

本件においても、1審2審判決とも目的効果基準を採用してはいるものの、両判決は反対の結論に至っており、この基準の不明瞭さを例証する結果となっている。本稿では両判決の結論を分けたポイントを中心に検討し、本判決の意義を探ってみたい。<sup>(2)</sup>

## 2 社会的儀礼論について

前述したように、判例は、目的効果基準のみを政教分離原則に違反するかどうかの判断基準としている。しかしながら、最高裁の判例においては、事案の結論を左右するのは目的効果基準ではなく、それとは別のところにあるのではないかという指摘がなされている。<sup>(3)</sup> それによれば、津地鎮祭事件のようなケースの場合には、決め手となるのは問題となっている行為が社会的儀礼か否かという点であるとされる。本件においても、本件行為が社会的儀礼か否かに言及されているので、まずはこの点から見ておくことにする。

---

(1) 最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁。

(2) 本判決の評釈・解説としては次のようなものがある。佐々木弘通「判批」平成20年度重要判例解説〔ジュリスト1376号〕(2009年)16頁以下、斉藤小百合「判批」判例セレクト2008〔法学教室342号別冊付録〕(2009年)6頁、井田洋子「判批」速報判例解説vol.3〔法学セミナー増刊〕(2008年)31頁以下、榎透「判批」法学セミナー649号(2009年)122頁、北川和生「判批」速報判例解説vol.4〔法学セミナー増刊〕(2009年)35頁以下など。

(3) 例えば、安念潤司は、「津地鎮祭事件最高裁判決に代表される日本の判例は、当該行為が『社会的儀礼』であるか否かを問題の決め手としていた」と指摘している(安念潤司「信教の自由」樋口陽一編『講座憲法学3』(日本評論社、1994年)208頁)。同趣旨の指摘として、戸部信喜「宗教・人権・憲法学」(有斐閣、1999年)108-110頁、林知更「政教分離原則の構造」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』(有斐閣、2004年)130頁など参照。

なぜ、社会的儀礼かどうかが決め手となってくるのか。それは、国家が宗教とかかわりを持つような場合であっても、その行為の宗教的意義が希薄化し、慣習化して社会的儀礼にすぎないと一般に認識されている場合には、その行為の目的は当然世俗的で、その効果も宗教に対し問題となるようなものではないと考えられるからである。したがって、その行為が社会的儀礼と評価されれば、目的効果基準の適用の際にも、目的や効果の実質的な審査はほとんどなされなくなり、ほぼ自動的にこの基準をパスすることになる。そのため、問題となっている行為が社会的儀礼か否かが、政教分離原則違反かどうかを判断するために決定的な重要性を持つことになるのである。

このように、問題となる行為が社会的儀礼であると認定されれば、その行為は政教分離原則には違反しないとする議論を社会的儀礼論と呼ぶとするなら、この社会的儀礼論にはいくつか留意すべき点がある。

第一に、判例において、社会的儀礼かどうかを判断する基準が明確には示されていない点である。津地鎮祭事件最高裁判決では、「一般人の意識においては、起工式にさしたる宗教的意義を認めず、建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価しているものと考えられる」とされ、また、愛媛玉串料事件最高裁判決<sup>(5)</sup>では、玉串料等の奉納は、起工式の場合とは異なり、「時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考えがたい」とされていることから、宗教的意義の希薄化や慣習化が社会的儀礼の要素と考えられていることは看取できる。しかし、それをどのような基準に基づいて判断するのかは定かではなく、結局のところ、諸般の事情<sup>(6)</sup>に基づいて社会通念による総合的判断によって決められることになるとと思われる。当然その場合には、目的効果基準の

---

(4) 社会的儀礼論の正当化根拠に関して、林知更は、「社会的儀礼は我が国の現在の社会的・文化的条件に照らして宗教的意義が希薄なために、政教分離の目的である信教の自由の擁護にとってあまり有害性を持たないと考えられているのだと思われる。いわば、害悪の小さい行為は許容されるという点が、社会的儀礼論の背後に隠された正当化根拠であろう」と指摘している（林知更「判批」法学協会雑誌116巻8号（1999年）180頁）。林のように、社会的儀礼論の正当化根拠を宗教的意義の希薄性と害悪の小ささに求めると、結局のところ、社会的儀礼は目的効果基準をクリアしているから認められるのだということになり、社会的儀礼論ははじめから目的効果基準の審査を内在させているという理解になる。

(5) 最大判平成9・4・2民集51巻4号1673頁。

(6) 社会的儀礼の要素及び判断基準については、林・前掲注(3)130-131頁参照。林は、「宗教的意義の希薄化」と「慣習化」という二つの社会的儀礼の要素のうち、社会的儀礼の正当化根拠から前者をより重視している。

適用の際にも問題とされた「社会通念」の意味などが同じように問題となる。

第二に、社会的儀礼論は異なる文脈で用いられている点である。<sup>(7)</sup>政教分離の問題を分析するに際して、国家が係わり合いを持つ対象と国家の係わり合いの態様とを区別して考えるとすれば、<sup>(8)</sup>津地鎮祭事件の場合には、専ら地鎮祭という国家の係わり合いの対象が社会的儀礼か否かが問題となったのに対して、<sup>(9)</sup>箕面忠魂碑・慰霊祭事件の場合には、慰霊祭への参列という国家の係り合いの態様が社会的儀礼か否かが争点となっている。文脈の違いは、審査基準の適用の仕方や考慮要素にも影響する可能性があるため、このような区別を念頭においておく必要があるだろう。

第三に、社会的儀礼論の有用性に疑問が残る点である。社会的儀礼論の正当化根拠が宗教的意義の希薄性に求められ、宗教性も影響力もないことを根拠としているのなら、それは目的効果基準をクリアしているということと同じであり、あえてこのような議論を立てる有用性は失われる。また、「慣習化」という社会的儀礼のもう一つの要素は、社会に広く承認され、一般的に行われている行動様式であることを示すにすぎないものであるから、政教分離を例外的に緩和する直接的な理由にはならない。したがって、社会的儀礼論を展開するには、それ相応の理由を提示する必要があると思われる。

このように、社会的儀礼か否かの判断基準が不明瞭であるとともにこの議論の有用性にも疑問が残るため、社会的儀礼か否かを論じる際には、その文脈を含め

---

(7) この点に関し、佐々木弘通は、政教分離に関するこれまで最高裁の先例は、社会的儀礼を二つの異なる文脈で用いてきたとして、「地鎮祭主催型」と「慰霊祭参列型」を区別する。それによると、地鎮祭は一般的には「慣習化した社会的儀礼として世俗的な行事と評価している」程度には宗教性が希薄化しており、これを「私人と同様の立場で」公権力主体が主催しても合憲としたのが前者のタイプであり、私人が主催する、神社神職や僧侶の主宰する慰霊祭に、「公職にある者の社会的儀礼として…弔意、哀悼の意を表する目的で」、公権力主体が参列することは、「社会的儀礼を尽くす」という世俗目的のものであり合憲としたのが後者のタイプとされる。もっとも、先例における二類型では、公権力主体が主催するか参列するにとどまるかの違いはあれ、関与の対象は宗教的儀式であるのに対して、本件では、会合自体は世俗的なものへの市長の参列が問題となるもので先例とは異なる別類型だとされる（佐々木・前掲注（2）17頁参照）。

(8) この点については、「かかわり合いをもった対象の世俗性」と「かかわり合いの態様の世俗性」とを分けて政教分離違反のケースを分析する安念潤司のアプローチを参照（安念潤司「政教分離」法学教室208号（1998年）61-62頁）。同じような観点から「対象行為」と「関与行為」を区別する見解として、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の尾崎行信裁判官の意見も参照（最大判平成9・4・2民集51巻4号1707-1708頁）。

(9) 最判平成5・2・16民集47巻3号1687頁。

た慎重な検討が必要とされよう。

### 3. 本件の場合

#### 【係わり合いの対象の性格】

以上の点に留意しつつ本件を見ていこう。本件では、宗教上の団体が主催する奉賛会発会式（＝係わり合いの対象）への市長の出席・祝辞（＝係わり合いの態様）が問題となっており、社会的儀礼論を肯定とするならば、係わり合いの態様が社会的儀礼の範囲内の行為か否かが事案の結論を左右することになる。

そこで、まず、市が係わり合いを持った対象である奉賛会発会式の性格から見ていく。奉賛会発会式の性格について、原審は次のように把握している。「大祭奉賛会は、白山比咩神社の御神徳を敬仰して、白山比咩神社の式年大祭斎行等の諸事業を奉賛することを目的として設立された団体であり、特定の宗教とのかかわり合いを有するものであることは否定できない。しかし、……本件発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたこと、また、その式次第は、……同発会式が神道の儀式や祭事の形式に基づいていたとは認められないことにかんがみると、本件発会式自体の宗教的色彩は希薄であったといえる」。

このように、原審は、奉賛会発会式の行われた場所、式次第から、発会式の宗教的性格の希薄性を導き出す。発会式の外形的側面が重視され、その宗教性が判断されているわけである。

これに対して、本判決は、発会式の外形的側面よりも、参加者の発言等から読み取れる「本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する」という発会式の目的（判旨（i）②）を重視している。この点からすれば、本判決は、発会式自体は宗教的儀式ではないため表面的に見れば世俗的といえるが、その目的から実質的に判断すれば宗教的意義が薄いとはいえないと考えていると思われる<sup>(10)</sup>。

以上のように、発会式の性格に対する両判決の評価は、発会式のどのような要素を重視するかの違いにより分かれていると考えられるが、私見では、発会式の外形的側面よりもその目的を重視する本判決の評価の方が妥当であるように思われる。というのは、市長の本件行為の客観的意味を的確に把握するためには、本

---

(10) もっとも、本件発会式の宗教的性格の強弱については、本判決は何も述べていない。本判決は、あくまで発会式の目的のみに焦点を当てており、本件のポイントとなる係わり合いの態様の評価のためには、それだけで十分であると判断していると解することも可能であろう。

件発会式を世俗的な外観をもって行われた単発的行事として捉えるよりも、宗教的性格の強い本件大祭との関連性を十分に考慮に入れたうえで、その性格を把握することが必要だと考えられるからである。

本件大祭との関係性から本件発会式の種類を捉えれば、本件大祭を世俗的行事と評価することが出来ない以上（判旨（ii）③④）、それを奉賛することを目的とする奉賛会発会式の種類自体も宗教的意義を否定することはできないと思われる。

### 【係わり合いの態様の性格】

両判決のこうした発会式の種類を捉え方は、係わり合いの態様の評価（＝市長の本件行為が社会的儀礼の範囲内か否か）にも反映される。

原判決は、発会式の宗教的意義の希薄性を認め、そこから本件行為が社会的儀礼の範囲内の行為であると評価している。そして、この社会的儀礼という評価から、目的審査における宗教的意義と効果審査における神社神道の援助、助長、促進の効果が否定されており、原判決は、社会的儀礼論に則った議論を展開しているといえる。

これに対して、本判決は、本件行為を「白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教活動（本件事業）に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり」、ひいては、「本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものと」解している（判旨（i）③）。このような評価が下されるのも、本判決が、発会式の外形的側面ではなく、発会式の目的を重視するとともに、本件大祭との関係性を意識しているからである。

また、本判決は、一般人の宗教的評価としても、本件行為は前述のような趣旨の行為であると理解し、白山市が本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常であるとし、さらに、Aの主観においても奉賛会が行う事業を賛助する意図があったものと推認している（判旨（i）③）。

このような評価は、津地鎮祭事件最高裁判決で例示された考慮すべき要素の検討から導かれている。もっとも、同判決の場合には、外形的側面からは宗教的意義があると思われる行為でも、その宗教性を軽減する方向で総合的考慮が行われた感があるのに対して、本判決では、係わり合いの対象の外形的側面からは宗教的意義が薄い行為でも、その他の要素の総合的考慮により、その宗教性を肯定する方向で議論が展開されている点には注目すべきであろう。<sup>(11)</sup> その際、行為者の意

---

(11) 本件に見られる総合的な判断に関して、井田洋子は、「当判決は、外形的側面からはむしろ世俗的行為と認知されるであろう行為を、出席者の発言内容等を検討することによって

図・目的、一般人の宗教的評価など、主観的な要素に重点が置かれて判断がなされている点も注目に値する。

### 【社会的儀礼論への応答】

本判決は、以上の検討に続けて、「上記説示のような発会式に出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底認められない」として、本件行為の社会的儀礼性を否定している（判旨（i）④）。この評価は、「上記説示のような発会式」とあるように、発会式の性格から導かれていると思われるが、それ以外の別の理由が補足されているわけでもなく、あっさりとした社会的儀礼論が一蹴されているような印象を受ける。

もっとも、社会的儀礼論に対する応答は、判旨（ii）の部分にも見られる。この箇所は、被控訴人が、（ア）大祭の実行は一宗教団体の儀式に止まらず、白山市の観光の一大イベントとして同市はその実行に関わる立場にある、（イ）当該交際は、儀礼的交際として、市の行政実務全般の円滑な執行を究極の目的として行われたものであるから、本件行為は地方公共団体の事務を遂行したことに当たると主張したことに答えたものである。

本判決は、（イ）に対しては、主に世俗的な会合での交際費の支出が争われた武蔵野市長交際費事件の最高裁判決を引きつつ（判旨（ii）①）、「本件行為は、上記の長のする交際としての行為に該当するところ、本件行為の意図、目的は、……宗教活動である本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有していたものと認められるから、地方公共団体がその役割を果たすために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るという目的からは逸脱するものであったことが明らかというべきである」とし、許される儀礼的交際の目的から逸脱していることを指摘したうえで、社会的儀礼性に関しても、発会式の性格・本件行為の目的を理由として、再度それを否定している（判旨（ii）②<sup>(12)</sup>）。

このように、本件行為の意図・目的および発会式の性格の評価を基点として、

---

宗教的意義をもつ行為との判断を導き出しており、いわば最高裁判決の論理を逆手に取った判断である」と評価する（井田・前掲注（2）34頁）。

(12) 前述したように、佐々木弘通は、社会的儀礼が問題となる文脈を「地鎮祭主催型」と「慰霊祭参列型」とに分けたうえで、本件はこれらの類型とは別の類型と把握している（前掲注（7）参照）。この類型の社会的儀礼論に「相応しい応接を行っている」のは、まさにこの部分（＝判旨（ii）②）とされ、判旨（i）④のように答えるのは正しくないとされる（佐々木・前掲注（2）17頁）。もっとも、本稿のように本件発会式に宗教的意義を認めることが可能であると解釈するなら、本判決のような応接の仕方も可能であると思われる。

相手方との友好、信頼関係の維持増進という目的からの逸脱および社会的儀礼性の否定が導かれている。判旨（i）④⑤で社会的儀礼性が否定され、目的効果基準をクリアできないことが示されているのであるから、このような結論が導かれるのも当然と言える。

本判決の以上のような社会的儀礼論への応答から考えれば、事案の結論を左右したのは、本件行為が社会的儀礼か否かという点よりも、本件発会式の性格の捉え方にあったと考える方が適切であろう。本判決の社会的儀礼性の評価は、むしろそこから導かれている。

### 【本件大祭の性格と世俗目的】

本判決においては、本件発会式の性格の把握に際して、本件大祭との関係性が重視されていることは前述した通りであるが、この大祭の性格については、被控訴人の主張（ア）に対応する部分で述べられている。その部分で、本判決は、本件大祭が白山比咩神社の個別的祭事であり、観光イベントとして習俗化されていないと認定し、白山市が本件大祭の実行に関わりのある立場にあるとは認められないとした（判旨（ii）③）。

さらに、本件大祭の性格から、本件発会式は、地域の有形、無形の文化財を取り扱う事務の一環というものではなく、特定の宗教団体が挙行する宗教上の個別的な祭祀を奉賛、賛助するものというべきであり、また、市長の本件行為が、市民相互間における共有意識の醸成による円滑な行政運営の推進や観光産業による地域の活性化の推進といった世俗目的のための施策の一環として行われたとしても、本件事業・本件大祭を奉賛、賛助する行為の違憲性は減殺されないとし（判旨（ii）④）、被控訴人の主張する世俗目的による違憲性阻却を否定している<sup>(13)</sup>。

この点は、たとえ宗教的意義が希薄ではない行為であっても、世俗目的を掲げれば目的効果基準の目的審査を容易に通過させた最高裁判例があることを考えると、本判決の目的審査はかなり厳格化されていると評価することができる。<sup>(14)</sup>

---

(13) この点に関連して、齊藤小百合は、「神社仏閣等を『観光資源』やイベントとして最大限活用したい自治体は各地に多く存在するだろうが、多数者の宗教的意識に依拠した本件行為は、『市民相互間における共有意識の醸成』を掲げる自治体の意図に反して、本件原告らによる『異論』がそうであるように、むしろ宗教的な軋轢をもたらすことに留意すべきであろう」と指摘する（齊藤・前掲注（2）6頁）。この指摘にも見られるように、世俗目的を掲げて宗教を利用しようとすることの危さに、我々はずっと自覚的であるべきである。

(14) 例えば、自衛官合祀事件最高裁判決（最大判昭和63・6・1民集42巻5号277頁）。

#### 4 おわりに

##### 【本判決の意義】

目的効果基準が政教分離原則違反の一般的な判断基準として機能していることを前提とすれば、本判決は、同基準を厳格に適用し、本件行為を違憲とする判断を下したものと考えられる。目的効果基準の適用の厳格化・精緻化を主張する立場からすれば、本判決はとりわけ目的審査の厳格化を図った点で高く評価されるものと思われる。

しかしながら、私見では、このような目的効果基準に関する前提自体が疑わしく、目的効果基準とは別のところで事件の帰趨が決められていると解する方が適切であると思われる<sup>(15)</sup>。そのため本判決に対する評価も自ずと異なってくる。仮に、事案の結論を左右するのは問題となる行為が社会的儀礼か否かという点であると考えられるならば、本判決の意義は、本件行為を安易に社会的儀礼の範囲内の行為としなかった点に見出されるであろう。

本判決は、社会的儀礼かどうかを発会式の性格から導いているが、その評価の仕方においては、とりわけ、発会式の目的を、本件大祭との関連性の中で、特定の宗教団体が挙行する宗教上の個別的な祭祀の奉賛を行うための意思の確認と活動開始の宣明と捉え、式自体の世俗的外観よりも行為者等の主観的側面を重視した点が注目される。この係わり合いの対象（本件発会式）の目的が、係わり合いの態様（本件行為）の目的・効果の判断を決定づけており、この判断から社会的儀礼性の評価が派生的に導かれているように思われる。したがって、本判決に限れば、本件行為が社会的儀礼か否かが決め手であったというよりも、本件発会式の宗教的性格の把握の仕方が結論を分けたといった方が、より適切であると思われる。

---

(15) その代表的なものとして、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）[増補版]』（有斐閣、2000年）182頁。

(16) 目的効果基準の有効性とそれに関する私見については、拙稿「政教分離原則と信教の自由の対抗関係—あるいはその調整の方法—」愛知学院大学宗教学法制研究所紀要48号（2007年）30頁以下参照。